

# 電子メールサービス利用標準

0.92a 版

## ----- 取扱注意事項 -----

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

### 1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

### 2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。  
ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

### 3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : [sec@jnsa.org](mailto:sec@jnsa.org)

電子メールサービス利用標準 .....	1
1 趣旨 .....	1
2 対象者 .....	1
3 対象システム .....	1
4 遵守事項 .....	1
4.1 電子メールサービス利用端末機器のセキュリティ .....	1
4.2 電子メールで送受信される情報の保護 .....	2
4.3 電子メールサービスとネットワーク保護 .....	2
4.4 電子メールを介してのウイルス被害の防止 .....	3
4.5 電子メールの監視許可 .....	3
5 例外事項 .....	4
6 罰則事項 .....	4
7 公開事項 .....	4
8 改訂 .....	4

# 電子メールサービス利用標準

## 1 趣旨

本標準は、電子メールで受け渡される情報の安全性を確保し、電子メール利用にあたって発生し得る各種の問題を未然に防ぐことを目的とする。

## 2 対象者

電子メールサービスを利用するすべての当社正社員、パート、アルバイト、契約社員とする。

## 3 対象システム

当社より発行された電子メールアドレスを用いてメールの送受信を行う pc とする。

## 4 遵守事項

### 4.1 電子メールサービス利用端末機器のセキュリティ

- (1) 電子メールの送受信にあたっては、情報セキュリティ委員会が指定した電子メールソフトウェアを用いなければならない。また、情報セキュリティ委員会の指示に従い、当該ソフトウェアのバージョンアップを行わなければならない。
- (2) 上記ソフトウェアを使用するコンピュータは、『ソフトウェア/ハードウェアの購入および導入標準』に基づいて導入され、『クライアント等におけるセキュリティ対策標準』に基づいたセキュリティ対策を施したものでなければならない。
- (3) 電子メールアドレスは初期パスワードとともに発行される。初期パスワードは直ちに変更しなければならない。また、パスワードは最低3ヶ月に1度、定期的に変更しなければならない。設定するパスワードは、『パスワードに関する標準』に則ったものとする。

- ( 4 ) 電子メールソフトウェアの利用にあたっては、パスワードを保存してはならない。電子メールソフトウェア起動時にユーザ認証を必要とする設定にしなければならない。

#### 4 . 2 電子メールで送受信される情報の保護

- ( 1 ) 当社の事業に関わる情報や、顧客、従業員のプライバシーに関わる情報などの機密情報は、原則として電子メールを用いて送信してはならない。
- ( 2 ) 業務上やむを得ず機密情報を送受信する場合は、情報セキュリティ委員会の指示に従い、内容に応じて暗号化、電子署名などの処置を施さなければならない。
- ( 3 ) 電子メールの送信にあたっては、送信先のメールアドレスに間違いがないか、確認の上送信しなければならない。
- ( 4 ) 当社のセミナー案内や製品ご紹介メールなどのように社外の複数のドメインが混在するメールアドレスに対し、1 通の電子メールで同報送信する場合は、送信先メールアドレスが受信者間で閲覧できないよう、設定しなければならない。また、広告メール等の送信にあたっては、法を遵守しなければならない。
- ( 5 ) 電子メールを社外の個人的なメールアドレスに自動転送する場合は、情報セキュリティ委員会に申請を行わなければならない。この場合、転送先メールアドレスは原則として携帯電話のメールアドレスとする。

#### 4 . 3 電子メールサービスとネットワーク保護

- ( 1 ) 業務目的以外に電子メールサービスを利用してはならない。
- ( 2 ) スпамメールを受信した場合は、これを転送してはならない。そして、即座に情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。
- ( 3 ) 当社より発行されたメールアドレスを利用して、社外のメーリングリストに参加する場合は、当該メーリングリストの信頼性、および業務への必要性を充分考慮した上で参加しなければならない。また、参加意義の無くな

った場合は、直ちに脱退しなくてはならない。メーリングリストでの発言は、『13.4.2 電子メールで送受信される情報の保護』を遵守しなければならない。それとともに公序良俗に反する発言をしてはならない。

- (4) 電子メールの送信にあたっては、送信するメールサイズを考慮しなければならない。送信可能なメールサイズは、情報セキュリティ委員会にて規定された制限となっている。規定サイズ以上のメールを送信せざるを得ない場合は、分割送信することができる。分割送信時の分割サイズ、送信のタイミングを考慮するものとする。
- (5) その他、無用な電子メールを送受信することにより、ネットワークに負荷をかけてはならない。また、電子メール送信時に HTML メールにて送信しないように電子メールソフトウェアを設定しなければならない。

#### 4.4 電子メールを介してのウイルス被害の防止

- (1) メールの受信にあたっては、『ウイルス対策標準』に基づき、電子メール保護機能を有効にしなければならない。
- (2) 送信元不明のメールに添付されたファイルや、実行形式のまま添付されたファイルなど、不審な添付ファイルに対してはこれに操作を加えてはならない。
- (3) ファイルを添付してメールを送信する場合、当該ファイルのウイルス感染が無いことを必ず確認しなければならない。
- (4) 電子メールサービスを利用中に、ウイルスの発見や、ウイルスと思われる症状を発見した場合は、『セキュリティインシデント報告、対応標準』に基づき対応しなければならない。

#### 4.5 電子メールの監視許可

- (1) 電子メールの利用状況は、当社メールサーバ管理者の協力のもと、情報セキュリティ委員会によって監視されていることを理解しなければならない。

## 5 例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

## 6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

## 7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

## 8 改訂

・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。